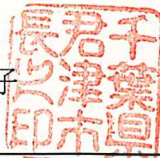


公示送達書	
君津市告示第 139号	
<p>下記の者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。</p> <p>なお、この書類は市長が保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付しますので、該当者は交付の請求をしてください。</p>	
令和 8年 6月 12日 君津市長 石井 宏子	
	
書類の送達を受けるべき者	送達する書類の根拠法令
氏名 又は名称 九田 望美	地方税法703条の4、君津市国民健康保険税条例第1条
氏名 又は名称 中村 孝	地方税法703条の4、君津市国民健康保険税条例第1条
備考	地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。